

がけくずれ住家等防災対策事業における分担金の分担率(受益者負担金の負担率)

事業名	諸条件	法定外公共物影響なし				法定外公共物影響あり				備考
		一般	高齢	非課税	生活保護	一般	高齢	非課税	生活保護	
県がけくずれ住家等防災対策事業	災害	20%	10%	10%	0%	8%	4%	4%	0%	
	予防	25%	12.5%	12.5%	0%	10%	5%	5%	0%	
町がけくずれ住家等防災対策事業	災害	30%	20%	20%	0%	18%	14%	14%	0%	上限500万円※2
	予防	35%	22.5%	22.5%	0%	20%	15%	15%	0%	

※1 上表における用語説明は以下のとおり

- 災 害 . . . 住家が土石の侵入や一部破損等の被害を受けた場合の、放置すれば時期降雨等により崩壊が拡大し、住家へ再度被害を及ぼす恐れのある場合。
- 予 防 . . . 斜面に湧水または亀裂等の前兆現象により、住家へ被害が予想される場合、またはがけくずれが発生し、住家には土石の侵入や一部損害等の被害はないが放置すれば時期降雨等により崩壊が拡大し、住家へ被害を及ぼす恐れのある場合。
- 一 般 . . . 下記「高齢」、「非課税」、「生活保護」のいずれにも該当しない場合
- 高 齢 . . . 65歳以上の独居老人、少なくとも1人が65歳以上の夫婦のみの世帯、要介護者(乳幼児を除く)のいる世帯
- 非 課 税 . . . 当該住家の居住者全員が「住民税非課税者」の場合
- 生活保護 . . . 当該住家の居住者全員が生活保護を受給している場合

※2 上限対象事業費(500万円)を上回る事業については500万円に負担率を掛けた額を負担し、残事業費については全額受益者負担とする。